

# 個人情報保護法見直しに関するコメント

個人情報保護委員会

2024年6月3日

曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科）

KYOTO UNIVERSITY

京都大学



# 1. 形式的ルールか実体的ルールか——比例原則の導入問題

## a) 個人情報保護法は、基本的には形式的なルール

- 「利用目的を定め、その範囲内で利用する」という根本的ルールを見ても、利用目的の正当性は求められないし、利用目的の達成のために関連性であるとか比例性も必ずしも求められない。
- これに対してGDPRは比例原則を強調し、実体的ルールである。
  - 例えば、「個人データ保護の権利は（…）比例性原則に従い、社会におけるその機能との関係において判断されなければならない」（前文4項）。
  - この点で個人情報法とGDPRとは根本的な哲学を異にしている。
  - 日本では不法行為プライバシー法が実体的ルールの役割を果たしている。
  - その意味では実体的ルールは存在するが、個人情報委が関与できない点をどう考えるか。

# 1. 形式的ルールか実体的ルールか——比例原則の導入問題

b) ただし、個人情報法にも部分的には実体的ルールの側面はある

- 適正取得（20条1項）
- 利用目的制限（18条1項）の「利用目的の達成に必要な範囲」も実質的規律の側面
  - ・本人確認のために収入や学歴を取得することはできない、など。
- 第三者提供事由該当性においても、比較衡量的な要素
- 2020年改正による不適正利用の禁止（19条）は重要な転換の契機
- ただ、いずれもフラットな比較衡量ではなく、あらかじめ重み付けられたもの（「特に必要な場合」など）。

# 1. 形式的ルールか実体的ルールか——比例原則の導入問題

c) 形式的ルールは明確性、予測可能性において優れるが、利益衡量が条文に固定化・定式化されるので硬直的になり、過剰保護・過少保護が生じる。

- 現行法はその対応のため、きめ細かさを求めて個人に関する情報の類型を増加させているが、経済団体から複雑さが批判されている。経済団体はまた、柔軟な判断を求める。
- 他方、経済団体はルールの明確化を求めるところ、複雑さ、硬直性への対応には実体的ルール化が適切である一方で、ルールの明確化には形式的ルールが適しており、結局、困難な対応が求められている。

# 1. 形式的ルールか実体的ルールか——比例原則の導入問題

d) とはいえ、事業者は不法行為プライバシーとの関係で実体的判断をしなければならない。

- また、委員会も「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書」で不法行為プライバシー等にも言及。
- 例えば、第三者提供規律をよりフラットな比例原則に服させることも考えられないか。
  - 他方、日本法では黙示の同意、包括的同意、推定的同意も含め、同意の形式が幅広く認められており、第三者提供規律の柔軟化（事実上の比例原則の部分的採用）が図られている点にも留意が必要。

## 2. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

### a) こども

- 国際的な規律の整合性の観点からも、こどもに対する保護の強化は必要ではないか。
- 他方で、要配慮情報と位置づけ、個人情報取得時に同意を要するとすることには、個情法が形式的ルールのみであればあまりにも硬直的となるので不適當ではないか。
- 例えば、不適正利用禁止の枠内で、こども（や高齢者などその他の脆弱性ある集団）の特殊性を考慮すべきことをガイドラインに記載するなどのことが考えられるか。
- なお、各論的には、あらかじめ本人に対して利用目的を明示すべき場合（21条2項）について、こども本人に示すのか法定代理人に示すのかを明確にする必要。

## 2. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

### b) 名簿屋対策

- 第三者提供記録の開示請求（33条5項）の在り方として、より柔軟な方法を認めるべきではないか。
  - （営業電話の会話中などに）口頭での開示請求（あるいは開示請求とは別の回答義務）を認める。
  - 適格消費者団体にも開示請求を認める、など。

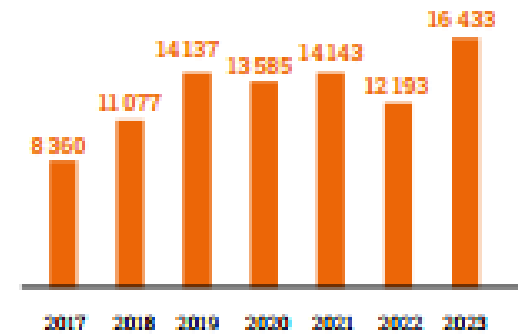
### 3. 実効性のある監視・監督の在り方

#### a) 漏えい等中心の執行でよいのか

- 年次報告等を見る限り、監視監督については、漏えい等への対応が中心になっているように見える。
- CNILでは、事業者に対する権利行使への対応がなかった場合に、CNILに対する申立を認めており（\*）、2023年には16,433件を受け付け、80件の立入検査、81件の是正勧告・命令、22件の制裁に結びつくなど、執行の柱となっている。

(\* ) Article 8 I.(d) de la loi du 6 Janvier 1978:Elle[CNIL] traite les réclamations, pétitions et plaintes introduites par une personne concernée ou par un organisme, une organisation ou une association, examine ou enquête sur l'objet de la réclamation, dans la mesure nécessaire, et informe l'auteur de la réclamation de l'état d'avancement et de l'issue de l'enquête dans un délai raisonnable (…)

Nombre de plaintes reçues en 2023



Les plaintes reçues par la CNIL sont à l'origine de plus de 80 contrôles, de 81 mesures correctrices (mises en demeure ou rappels aux obligations légales) ou encore de 22 sanctions (amendes, injonctions avec ou sans astreinte, etc.).

CNIL, Rapport annuel 2023, p. 39.



### 3. 実効性のある監視・監督の在り方

#### b) 課徴金制度について

- すでにヒアリングを受けた中川丈久教授、林秀弥教授と同感であり、早期導入が望まれる。
- 法的性質論（利益の吐き出しにとどまらない）についてはすでに共通認識が変化しており、個人情報法への導入に理論的な障壁はない。
- 実質論としても、中川教授の「遵法層の反対によって、極悪層（…）を放置するという愚を犯すべきではない」との指摘には同感。

### 3. 実効性のある監視・監督の在り方

#### c) 団体訴訟

- 差し止め訴訟については、個人情報委の執行リソースの限界を補完するものとして導入する価値があるのではないか。
- その他、前述の第三者提供記録の開示請求権や、事業者・認定個人情報保護団体への苦情申出資格など、適格消費者団体に団体訴訟以外の一定の権限を付与することは可能か。

#### d) 第三者命令

- 中川教授の言及している第三者命令については、今後検討の必要があることに賛成。